

## 「道府県民税配当割納入申告書」記載の方法

道府県民税配当割 特別徴収税額計算書 ② 道府県民税配当割納入申告書

51 上場株式等の配当等  
52 投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配  
53 特定投資法人の投資口の配当等  
54 特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの  
55 特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還金

区 分 支 払 金 額 税 額

課 税 11 非課税等 12 計 13

13-

知事殿 所在地及び名称  
平成 年 月 日 特別徴収義務者  
法人番号 (所属) (電話)  
旧法人番号  
口座番号 加入者名  
処理事項  
支払金額(課税) 01 延滞金 02  
税 額 03  
(延滞金) 04  
納入金額合計 04  
課税事務所  
指定金融機関名 (取りまとめ店) 受 付 印  
ゆうちょ銀行 (平) 印  
上記のとおり配当割の納入について申告します。  
(都道府県保管)

### 納入申告書

欄	記載のしかた
知事殿	申告納入先の都道府県名を記載する欄です。「東京都」と記載してください。
平成 年 月 日	特定配当等の支払をした年月を記載します。
法人番号	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき国税庁長官から指定された <b>13桁の法人番号</b> を記載します。
旧法人番号	前回納入申告時と今回納入申告時の法人番号が異なる場合に、前回納入申告時の法人番号を記載します。(法人番号に変更がない場合は <b>空欄</b> とします。)
特別徴収義務者	本店所在地及び名称、担当部署名、連絡先の電話番号を記載します。併せて <b>担当者名</b> も記載いただきますようお願いします。
処理事項	<u>※ 記載しないでください。</u>
口座番号	<b>00120-9-960610</b>
加入者名	<b>東京都会計管理者</b>
支払金額(課税)	特別徴収税額計算書の「課税」欄の「支払金額」の金額を記載します。
税 額	特別徴収税額計算書の「計」欄の「税額」の金額を記載します。
(延滞金)	<u>※ 記載しないでください。</u> (納期限後に納入する場合は延滞金額が課せられますが、本税納入後、中央都税事務所において計算のうえ延滞金の納付書をお送りします。)
納入金額合計	「税額」を記載します。
課税事務所	<b>中央都税事務所</b>
指定金融機関名(取りまとめ店)	<b>みずほ銀行公務第一部</b>
ゆうちょ銀行(取りまとめ店)	<b>東京貯金事務センター(〒330-9794)</b>

### 特別徴収税額計算書

欄	名称	内容
51	上場株式等の配当等	上場株式、店頭売買登録銘柄として登録された株式、店頭転換社債型新株予約権付社債等
52	投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配	「受益権の設定が公募により行われたもの」とは、国内では、50名以上の者を相手方として有価証券の取得勧誘を行ったものなどをいいます。
53	特定投資法人の投資口の配当等	投資法人のうち、その規約に投資主の請求により投資口の払戻しをする旨が定められていて、設立のときに投資口の募集が公募により行われた投資法人の投資口の配当等
54	特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの	特定目的信託とは、資産の流動化に関する法律第2条第13項に定めるものをいいます。
55	特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還金	特定公社債の利子とは、公社債(預金保険法に規定する長期信用銀行債等を除く。)のうち、国債、地方債、公募公社債、上場公社債及び平成27年12月31日以前に発行された公社債などをいいます。

欄	記載のしかた
課税	支払った配当等のうち、都民税配当割が課される配当等の金額を「支払金額」欄に、その「支払金額」について特別徴収した都民税配当割額を「税額」欄に、それぞれ記載します。
非課税等	支払った配当等のうち、都民税配当割が課されないもの、免除されたもの及び上場株式等の配当等の支払の取扱者へ支払ったものの配当等の金額を記載します。また、NISA/ジュニアNISA/つみたてNISAによる非課税適用分も記載してください。